資料編

1 朝霞市緑化推進条例

○朝霞市緑化推進条例

昭和 64 年 1 月 6 日 条例第 3 号 改正 平成 25 年 12 月 24 日条例第 55 号

(目的)

第1条 この条例は、市内の緑地の保護及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市民等 市内に居住する者及び市内に土地を所有する者をいう。
 - (2) 事業者 法人又は法人以外で市内で事業を営む者をいう。
 - (3) 所有者等 この条例の施行に係る土地の所有権者、地上権者、永小作権者又は賃借権者をいう。
 - (4) 地形の変更 宅地の造成、土地の開墾、盛土、掘削その他土地の形質を変更することをいう。 (責務)
- 第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項の推進に努めなければならない。
 - (1) 緑地の保護
 - (2) 公共用地の緑化
 - (3) 緑化の推進及び緑化思想の普及
- 2 市民等は、自ら緑地の保護及び緑化の推進に努めるとともに、市長の実施する緑化施策に協力する ものとする。
- 3 事業者は、その事業活動等を行うに当たり、緑化の保護及び緑化の推進に努めるとともに、市長の 実施する緑化施策に協力するものとする。
- 4 市内に土地又は施設等を有する国及び地方公共団体は、緑地の保護及び緑化の推進に努めるとともに、市長の実施する緑化施策に協力するものとする。

(保護樹木等の指定)

- 第4条 市長は、緑地の保護のため必要があると認めたときは、所有者等の同意を得て、規則で定める 基準により、樹木を保護すべき地区又は保護すべき樹木をそれぞれ保護地区又は保護樹木として指定 することができる。
- 2 市長は、前項の規定により保護地区又は保護樹木を指定したときは、その旨を当該所有者等に通知 するとともに、当該指定した保護地区又は保護樹木にその旨を表示した標識を設置しなければならな い。

(所有者等の管理義務)

第5条 前条第1項の指定を受けた所有者等は、常に適切な管理を行い、当該保護地区又は保護樹木の環境を良好に保つように努めなければならない。

(所有者等の届出)

- 第6条 第4条第1項の規定により指定を受けた保護地区又は保護樹木の所有者等は、次の各号に該当するときは、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める行為又は非常災害のために必要な応急措置については、この限りでない。
 - (1) 樹木を伐採しようとするとき。
 - (2) 樹木が枯死又は著しく折損したとき。
 - (3) 地形の変更をしようとするとき。
 - (4) 当該土地の権利を他に移転しようとするとき。

(勧告)

第7条 市長は、前条の規定により届出があった場合には、緑地保護の目的を達成するため、所有者等 に対し必要な勧告をすることができる。

(協議)

第8条 第4条第1項の規定により指定を受けた所有者等は、当該指定を変更又は解除しようとすると きは、事前に市長に協議しなければならない。

(解除等)

- 第9条 市長は前条の規定による協議によりやむを得ないと認めたとき、又は第4条第1項の規定で定める基準に該当しなくなったときは、同項の指定を変更又は解除するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により指定を変更又は解除したときは、その旨を当該所有者等に通知するものとする。

(緑化推進会議)

第 10 条 市長は、緑地の保護及び緑化の推進を図るため朝霞市緑化推進会議(以下「会議」という。) を置く。

(所掌事務)

第11条 会議は、市長が諮問する事項について審議する。

(組織)

- 第12条 会議は、緑化推進委員(以下「委員」という。)16人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市の議会の議員
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) まちづくり関係団体の代表者
 - (5) 社会福祉関係団体の代表者
 - (6) 環境関係団体の代表者
 - (7) 商工業関係団体の代表者
 - (8) 農業関係団体の代表者
 - (9) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会議に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

(調查)

- 第13条 市長は、第4条第1項の規定による指定の目的を達成するために必要な限度において、職員 に、他人の土地に立ち入り、その状況を調査させることができる。
- 2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (助成)
- 第 14 条 市長は、緑地の保護及び緑化の推進を図るため、技術的な助言を行うとともに、予算の定めるところにより必要な助成をすることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則(平成 25 年条例第 55 号)

この条例は、平成26年2月1日から施行する。

2 計画策定の経緯

(1)検討体制

本計画は、学識経験者、関係団体、公募市民等で構成する「朝霞市緑化推進会議」を中心に、以下に示す体制で改訂を行いました。

計画改訂に当たっては、平成 26 年度に「朝霞市緑の市民アンケート」を実施したことに加え、「朝霞市生物多様性市民懇談会」を設置し、市内で自然環境保全活動を行っている市民団体に生物調査データの提供に協力いただき、今後の継続的な取組等について意見交換を行うなど、市民の幅広い意見の反映に努めました。

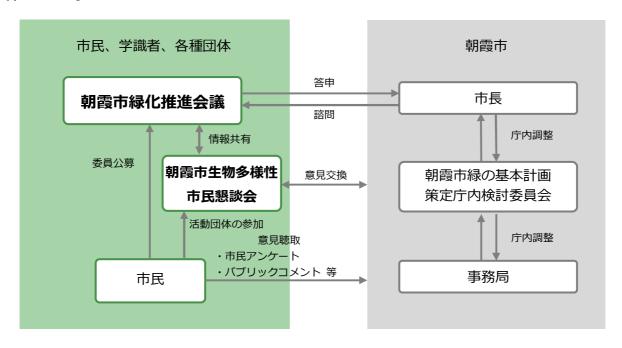


図 II-1 検討体制

(2)朝霞市緑化推進会議委員名簿

委員	構成	委員氏名	所属団体等
第1号委員	市議会の議員	岡﨑 和広 ~H27.12 石原 茂 H28.1~	朝霞市議会
第1号委員	市議会の議員	松下 昌代 ~H27.12 石川 啓子 H28.1~	朝霞市議会
第2号委員	学識経験を有する者	◎戸田 芳樹	株式会社戸田芳樹風景計画 東京農業大学客員教授
第2号委員	学識経験を有する者	○堂本 泰章	(公財) 埼玉県生態系保護協会
第3号委員	関係行政機関の職員	折本 実 ~H26.3 高師 功 H26.4~	埼玉県朝霞県土整備事務所
第3号委員	関係行政機関の職員	髙田雅志	朝霞市小・中学校長会
第4号委員	まちづくり関係団体の代表者	鈴木 龍久	朝霞市都市計画審議会
第5号委員	社会福祉関係団体の代表者	獅子倉康治 ~H27.6 野島 秋雄 H27.7~	朝霞市社会福祉協議会
第6号委員	環境関係団体の代表者	明山 弘	あさか環境市民会議
第7号委員	商工業関係団体の代表者	川端 登	朝霞市商工会
第8号委員	農業関係団体の代表者	高橋 隆	朝霞市農業委員会
第9号委員	公募による市民又は公募委員 候補者名簿に登載された市民	小石 靖子	公募市民 (北部地域)
第9号委員	公募による市民又は公募委員 候補者名簿に登載された市民	鷹柳 越子	公募市民 (東部地域)
第9号委員	公募による市民又は公募委員 候補者名簿に登載された市民	遠藤 智運	公募市民 (西部地域)
第9号委員	公募による市民又は公募委員 候補者名簿に登載された市民	松浦 和美	公募市民(南部地域)
第9号委員	公募による市民又は公募委員 候補者名簿に登載された市民	大貫 繁男	公募市民(内間木地域)

(◎:会長、○:副会長、敬称略)

(3)朝霞市生物多様性市民懇談会参加団体

団体名・氏名					
(公財) 埼玉県生態系保護協会 事務局長 堂本 泰章					
あさか環境市民会議					
黒目川に親しむ会					
(公財) 埼玉県生態系保護協会朝霞支部					
秋ヶ瀬野鳥クラブ					
朝霞基地跡地の自然を守る会					
朝霞湿生植物保護の会					
わくわく新河岸川みどりの会					

(順不同・敬称略)

(4) 朝霞市緑の基本計画策定庁内検討委員会

役 職	職名
委員長	都市建設部長
副委員長	まちづくり推進課長
	財産管理課長
	地域づくり支援課長
	産業振興課長
	環境推進課長
	保育課長
	開発建築課長
委 員	みどり公園課長
	道路整備課長
	下水道課長
	教育総務課長
	教育指導課長
	生涯学習・スポーツ課長
	文化財課長

(5)開催経過

年月日		会議等	主な内容	
平成 26 年	2月14日	朝霞市緑の基本計画策定庁内検討委員会①	計画改訂について 朝霞市の緑の現状について	
	3月28日	朝霞市緑化推進会議①	計画改訂について 朝霞市の緑の現状について	
5月12日		朝霞市緑の基本計画策定庁内検討委員会②	市民アンケート(案)	
	5月20日	朝霞市緑化推進会議②	現地視察 市民アンケート(案)	
	6月10日 ∼27日	朝霞市緑の市民アンケートの実施	_	
_	7月29日	朝霞市生物多様性市民懇談会①	市民協働の生物調査について 生物多様性の観点から重要な市内の 緑と水辺について	
	10月15日	朝霞市緑の基本計画策定庁内検討委員会③	前計画の目標達成状況 市民アンケートの結果 本市の緑地保全について	
	10月28日	朝霞市緑化推進会議③	前計画の目標達成状況 市民アンケートの結果 本市の緑地保全について	
	11月13日	朝霞市生物多様性市民懇談会②	市民協働の生物調査について 各団体の調査結果、今後の調査予定	
平成 27 年	1月14日	朝霞市緑の基本計画策定庁内検討委員会④	緑の基本計画の見直しの視点(案)	
	1月27日	朝霞市緑化推進会議④	緑の基本計画の見直しの視点(案)	
	4月16日	朝霞市生物多様性市民懇談会③	生き物マップ、台帳(案) 市民参加の指標種調査試行	
	4月28日	朝霞市緑の基本計画策定庁内検討委員会⑤	朝霞市のみどり公園における課題と 取組の方向性(案)	
	5月20日	朝霞市緑化推進会議⑤	朝霞市のみどり公園における課題と 取組の方向性(案)	
	7月 8日	朝霞市緑の基本計画策定庁内検討委員会⑥	改訂計画の骨子(案) 新規取組の進め方	
_	7月28日	朝霞市緑化推進会議⑥	改訂計画の骨子(案) 新規取組の進め方	
_	10月 1日	朝霞市緑の基本計画策定庁内検討委員会⑦	改訂計画(素案)	
	10月20日	朝霞市緑化推進会議⑦	改訂計画(素案)	
	11月 2日 ~12月 1日	朝霞市みどりの基本計画(素案)に係る 意見募集(パブリックコメント)	_	
	11月 7日	朝霞市みどりの基本計画(素案) 市民説明会	_	
	11月12日	朝霞市生物多様性市民懇談会④	生き物マップ、台帳(案) 改訂計画(素案)	
平成 28 年	1月 7日	朝霞市緑の基本計画策定庁内検討委員会8	パブリックコメントの実施結果 改訂計画 (案)	
	1月20日	朝霞市緑化推進会議⑧	パブリックコメントの実施結果 改訂計画(案)	

3 朝霞市の特性に関するデータ

(1) 自然的条件

①動物相

市内で近年確認された動物種は以下のとおりです。

なお、調査結果に希少種が含まれるため、調査地点の名称は非公開としています。

表Ⅲ-1 市内で確認された哺乳類

場所(調査年)	哺乳類
雑木林等の樹林地 (平成 16 年)	アズマモグラ
雑木林等の樹林地 (平成 23 年)	モグラ、タヌキ

出典:都市のエコロジカルネットワークの形成に関するケーススタディ(平成26年1月 国土交通省)

表Ⅲ-2 市内で確認された鳥類

19-5 (-9- * (-)	1人出 2 「打りく唯心し1 1/2 m 大人			
場所(調査年)	鳥類			
雑木林や草地・農地等の混	<春秋>キビタキ、センダイムシクイ、チュウサギ 等			
在する環境	<夏>オオタカ、アオゲラ、コゲラ、シジュウカラ、エナガ、カワラヒワ、カワセミ、			
(平成 15~18 年)	カルガモ、バン、モズ、セグロセキレイ、ハクセキレイ、イワツバメ、イソシギ等			
	<冬>ジョウビタキ、ルリビタキ、ヤマガラ、キクイタダキ、アカハラ、シロハラ、ツ			
	グミ、トラツグミ、ハイタカ、カモ類(ヒドリガモ、マガモ、コガモ、オカヨシガモ、			
	ハシビロガモ、オナガガモ)、クイナ類(クイナ、バン、オオバン)、サギ類(アオサギ、			
	ダイサギ、コサギ)、イソシギ、イカルチドリ、キセキレイ、タヒバリ 等			
雑木林や草地・農地等の混	オオタカ、ハイタカ、ハヤブサ、チョウゲンボウ、ノスリ、モズ、カワセミ			
在する環境	<夏>オオヨシキリ、カッコウ、セッカ			
(平成 15~18 年)	<冬>ベニマシコ、オオジュリン、カシラダカ			
	<水面>キンクロハジロ、ホシハジロ、ハシビロガモ、コガモ、カワウ、カイツブリ			
	<水辺>アオサギ、ダイサギ、コサギ			
雑木林等の樹林地	ダイサギ、ヒドリガモ、コチドリ、イソシギ、ツミ、キジバト、ヒバリ、ツバメ、ハク			
(平成 16 年)	セキレイ、ヒヨドリ、モズ、セッカ、シジュウカラ、ホオジロ、アオジ、カワラヒワ、			
	スズメ、ムクドリ、ハシブトガラス、ハシボソガラス			
雑木林等の樹林地	キジバト、コゲラ、ツバメ、ハクセキレイ、キセキレイ、ヒヨドリ、モズ、ヒレンジャ			
(平成 16 年)	ク、ジョウビタキ、アカハラ、シロハラ、ツグミ、ウグイス、シジュウカラ、ヒガラ、			
	メジロ、アオジ、シメ、スズメ、ムクドリ、オナガ、ハシボソガラス、ハシブトガラス			
雑木林等の樹林地	トビ、ツミ、キジバト、アオゲラ、コゲラ、ツバメ、ハクセキレイ、ヒヨドリ、モズ、			
(平成 23 年)	ジョウビタキ、シロハラ、ツグミ、ウグイス、シジュウカラ、メジロ、アオジ、カワラ			
	ヒワ、マヒワ、シメ、スズメ、ムクドリ、オナガ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、			
	ワカケホンセイインコ			
雑木林や草地・農地等の混	オオタカ、ヤマシギ、キジバト、ドバト、ヨタカ、コゲラ、ツバメ、イワツバメ、キセ			
在する環境(平成 23 年)	キレイ、ハクセキレイ、ヒヨドリ、モズ、ルリビタキ、ジョウビタキ、トラツグミ、ア			
	カハラ、シロハラ、ツグミ、ウグイス、キビタキ、エナガ、シジュウカラ、メジロ、ホ			
	オジロ、アオジ、カワラヒワ、シメ、スズメ、ムクドリ、オナガ、ハシボソガラス、ハ			
	シブトガラス、ハイタカ、ツミ、アオゲラ、アカゲラ、キクイタダキ			
2014	ヤマガラ、ウソ、ベニマシコ、ウグイス、ノスリ、オオタカ、チョウゲンボウ、バ			
その他	ン、コチドリ、カワセミ、ヒメアマツバメ			

出典:都市のエコロジカルネットワークの形成に関するケーススタディ(平成26年1月国土交通省)

表Ⅲ-3 市内で確認された両生類・爬虫類

場所(調査年)	両生類·爬虫類		
雑木林等の樹林地	<両生類>アマガエル		
(平成 16 年)	<爬虫類>ヤマカガシ、カナヘビ		
雑木林等の樹林地	<両生類>一		
(平成 23 年)	<爬虫類>シマヘビ、アオダイショウ、ヒバカリ、カナヘビ		
雑木林や草地・農地等の混	<両生類>アマガエル		
在する環境(平成 23 年)	<爬虫類>カナヘビ、ニホントカゲ		

出典:都市のエコロジカルネットワークの形成に関するケーススタディ(平成26年1月国土交通省)

表Ⅲ-4 市内で確認された魚類・甲殻類

場所(調査年)	魚類·甲殼類
河川(平成 22 年)	<上流>
	オイカワ、アブラハヤ、アユ、スズキ、ウキゴリ、ボラ、アメリカザリガニ、ウグイ、モツゴ、
	スジエビ
	<下流>
	ウナギ、ナマズ、スズキ、オオクチバス、マハゼ、ヌマチチブ、ウキゴリ、モクズガニ、モツ
	ゴ、テナガエビ、スジエビ、アメリカザリガニ
河川(平成 22 年)	<下流>
	ウナギ、ギンブナ、アブラハヤ、ウグイ、モツゴ、マハゼ、ヌマチチブ、ウキゴリ、テナガエ
	ビ、アメリカザリガニ、モクズガニ、コイ、ボラ、スジエビ
河川(平成 22 年)	<上流>
	スズキ、マハゼ、ヌマチチブ、スジエビ、モクズガニ、ウナギ、タイリクバラタナゴ、オイカ
	ワ、モツゴ、ウキゴリ、テナガエビ、カエル類の幼生、ミシシッピアカミミガメ
	<下流>
	ウナギ、ヌマチチブ、ウキゴリ、テナガエビ、スジエビ、ナマズ、スズキ、モクズガニ
河川(平成 22~24 年)	モツゴ(クチボソ)、ボラ、アユ、オイカワ、ギンブナ、キンブナ、コイ、ニゴイ、ウグイ、
	マルタウグイ、メダカ、ヒメダカ、スズキ、タモロコ、カワムツB型、ナマズ、ウキゴリ、ス
	ミウキゴリ、ヌマチチブ、アブラハヤ、ヨシノボリ、マハゼ、カマツカ、ギバチ、ドジョウ、
	シマドジョウ、ウナギ、キンギョ、タイリクバラタナゴ、ブルーギル、サケ、スジエビ、テナ
	ガエビ、ヌカエビ、ヌマエビ、モクズガニ、クサガメ、イシガメ、ミシシッピアカミミガメ、
	アメリカザリガニ、ヤゴ (ハグロトンボ)、ヤゴ (シオカラトンボ)、アメンボ、ミズカマキリ、
	淡水シジミ、タニシ

出典:都市のエコロジカルネットワークの形成に関するケーススタディ(平成26年1月 国土交通省)

表Ⅲ-5 市内で確認された昆虫類

場所(調査年)	昆虫類			
朝霞市全域	<バッタ目>			
(平成 15~18 年)	キリギリス、クルマバッタ、ショウリョウバッタモドキ			
	<チョウ目>			
	ギンイチモンジセセリ、オナガミズアオ			
	<カメムシ目>			
	ヒメナガメ			
雑木林等の樹林地	<チョウ目>			
(平成 16 年)	オオミズアオ、アオスジアゲハ、ナミアゲハ、キアゲハ、クロアゲハ、スジグロシ			
	ロチョウ、ジャコウアゲハ、モンシロチョウ、キチョウ、ヒメウラナミジャノメ、			
	サトキマダラヒカゲ、ヒカゲチョウ、ヒメジャノメ、コミスジ、ルリタテハ、ウラ			
	ギンシジミ、ベニシジミ、ヤマトシジミ、ツバメシジミ、ルリシジミ、イチモンジ			
	セセリ			
	<カメムシ目>			
	アブラゼミ、ミンミンゼミ、ツクツクボウシ、チャバネアオカメムシ、クサギカメ			
	ムシ、キバラヘリカメムシ、ホソハリカメムシ、ウシカメムシ、マルカメムシ、イ			
	トカメムシ、アオバハゴロモ、ツマグロスケバ、ツマグロオオヨコバイ			
	<バッタ目>			
	コバネイナゴ、クサキリ、トノサマバッタ、クビキリギス、オンブバッタ、アオマ			
	ツムシ			
	<カマキリ目> コカマキリ			
	コルマキリ <トンボ目>			
	ヽ r ン ゕ ロ			
	<コウチュウ目>			
	ヽー / /			
	イ、カナブン、ウリハムシ、クロウリハムシ			
雑木林等の樹林地	ヤノナミガタチビタマムシ、コウゾチビタマムシ、ヘラクヌギカメムシ、ヤマトタ			
(平成 23 年)	マムシ、カシワクチブトゾウムシ、クロオビカサハラハムシ、ナナフシモドキ、ア			
(1), 25 +/	オドウガネ、ウスバカミキリ、ムラサキシジミ、アオスジアゲハ、ナガサキアゲハ、			
	オナガアゲハ、ヒメクビナガカメムシ、ウスバカゲロウ、トウキョウヒメハンミョ			
	ウ、ズアカシダカスミカメ、ヤマトシロアリ、オオハリアリ、ヨツボシオオアリ、			
	・			
	ハバビロドロムシ、ガガンボ類、オナシカワゲラ、ヒメハバビロドロムシ、オニヤ			
	ンマ、コガタシマトビケラ、アキアカネ、ヤマトクロスジヘビトンボ、キアゲハ、			
	マエホショトウ、スイセンハナアブ、ニッポンヒゲナガハナバチ、ニホンミツバチ、			
	ホソヒラタアブ、アシブトハナアブ、ヤノトガリハナバチ、ツマグロキンバエ、ヒ			
	メナガカメムシ、アカヒメヘリカメムシ、ナガメ、クロウリハムシ、ナトビハムシ、			
	ハスモンヨトウ、ツバメシジミ、ヤマトシジミ本土亜種、シオヤアブ、キタテハ			
雑木林や草地・農地等の混	<チョウ目>			
在する環境(平成23年)	イチモンジチョウ、トラフシジミ等 34種			
	<バッタ目>			
	ヤブキリ、キアシヒバリモドキ、トノサマバッタ、ショウリョウバッタモドキ等25			
	種			
	<トンボ目>			
	マルタンヤンマ等 12 種			
	<カメムシ目>			
	ビロウドサシガメ			
山曲・籾古の	(エコロジカルマットローカの形式に関するケーフフタディ(正式 90 年 1 日 国土充済学)			

出典:都市のエコロジカルネットワークの形成に関するケーススタディ(平成26年1月 国土交通省)

②植物相

市内で近年確認された植物種は以下のとおりです。

なお、調査結果に希少種が含まれるため、調査地点の名称は非公開としています。

表Ⅲ-6 市内で確認された植物(1/2)

衣皿-6 中内で雑総された他物(1/2)			
場所(調査年)	植物種		
雑木林等の樹林地	高木・	<針葉樹>	
(平成 16 年)	亜高木層	アカマツ、スギ、ヒノキ	
		<常緑樹>	
		シロダモ、トウネズミモチ、シラカシ、スダジイ、クスノキ、ネズミモ	
		チ	
		<落葉樹>	
		クヌギ、コナラ、ウワミズザクラ、エゴノキ、イヌザクラ、アカメガシ	
		ワ、ミズキ、クリ、ケヤキ、ニワトコ、ムクノキ、コブシ、エノキ、ヤ	
		マザクラ	
	低木層	<針葉樹>	
		シュロ、スギ	
		<常緑樹>	
		シラカシ、ネズミモチ、ヒサカキ、シロダモ、アオキ、サカキ、モチノキ、	
		ヤツデ、ツバキ	
		<落葉樹>	
		エゴノキ、サクラ、コナラ、サワフタギ、イヌザクラ、クリ、ウワミズ	
		ザクラ、エノキ、マユミ、ヤマグワ、カマツカ、ムクノキ、ムクゲ、イ	
		ボタノキ、ケヤキ、ヤマザクラ、ガマズミ、クサギ、ムラサキシキブ、	
		コマユミ、シナレンギョウ、タラノキ、アカメガシワ、カキノキ	
	つる植物	<常緑性>	
		キヅタ、ビナンカズラ、スイカズラ	
		<落葉性>	
		クズ、ツルウメモドキ、ツタ、エビヅル、ミツバアケビ、フジ、シオデ、	
		カラスウリ、オニドコロ	
雑木林等の樹林地	高木・	<常緑樹>	
(平成 16 年)	亜高木層	スギ、ヒノキ、シラカシ、シロダモ、ヤブツバキ、シュロ、モウソウチ	
		ク	
		<落葉樹>	
		ムクノキ、イロハモミジ、ミズキ、ケヤキ、エノキ、コナラ、クヌギ、	
		エゴノキ、コブシ、オニグルミ、アカメガシワ	
	低木層	<常緑樹>	
		アオキ、シラカシ、シロダモ、シュロ、アズマネザサ、ヒサカキ、ネズ	
		ミモチ、ヤツデ、サザンカ	
		<落葉樹>	
		センダン、イロハモミジ、クサギ、タラノキ、ニワトコ、ヤマグワ、ム	
		クノキ、エノキ、コブシ、ヤマウルシ	
	草本層	<常緑性>	
		セキショウ、ジャノヒゲ、マンリョウ、オニヤブソテツ	

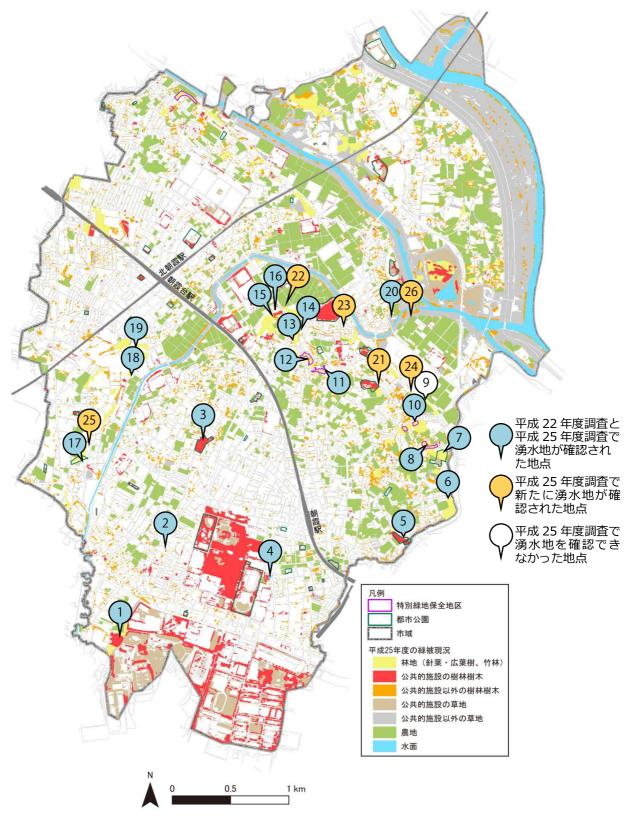
表Ⅲ-7 市内で確認された植物(2/2)

場所(調査年)	表出-7 中内で確認された他物(2/2) 植物種			
	古士豆			
雑木林等の樹林地	草本層(きょ)	<落葉性>		
(平成 16 年) (続き)	(続き)	ミズヒキ、ケチヂミザサ、ドクダミ、クレソン、ヤブミョウガ、ミツバ、		
		フキ、ヒカゲイノコズチ、ヒナタイノコズチ、イヌキクイモ、スギナ、		
		イタドリ、セリ、ツユクサ、イヌビエ、ヤブタデ、ハキダメギク、アキ メヒシバ、シロザ、ヤブマオ、コセンダングサ、ヒメジョオン、ミゾソ		
		ハモシハ、シロリ、ヤフマオ、コピンタンクリ、ヒクショオン、ミノフ バ、イヌタデ、ヨウシュヤマゴボウ、メヤブマオ、ミチヤナギ、オラン		
		^^、		
		カミミナクリ、ファクリ、ケイフネノホクン、イメルノン、ハピイリコ、 カタバミ、アメリカフウロ、ホトケノザ、ヒメオドリコソウ、タチイヌ		
		ハラハミ、アプラガンりロ、ホトケノリ、ピブオトリコンリ、ラリイス ノフグリ、オオイヌノフグリ、ハエドクソウ、オオバコ		
		フラック、ペペイステック、パードップラ、ペペパロ ヨモギ、オオアレチノギク、ハハコグサ、ノゲシ、セイヨウタンポポ、		
		コモイ、オオテレテティク、アバコクリ、フケン、ピイヨウケンがが、 カントウタンポポ、ウラジロチチコグサ、セイタカアワダチソウ、カモ		
		ジグサ、イヌムギ、スズメノカタビラ、スミレ科 sp、スゲ sp		
	 つる植物	ンクリ、イメムイ、ハハメノガラモフ、ハミレ科 sp、ハク sp <常緑性>		
	*ノる他物	トースを注えている。 トース		
		イング、テイガガベブ、ブルマリオ、ピテンガベブ <落葉性>		
		へ俗来はイ クズ、カラスウリ、ヘクソカズラ、ヤブガラシ、ミツバアケビ、フジ、		
		クヘ、パノヘリケ、・・シッパヘノ、ドラルフン、ミノハリケヒ、フン、 ノブドウ、ヤブマメ、ヤマノイモ、オニドコロ、カナムグラ、コヒルガ		
		フラドリ、ドラマグ、ドマライモ、オードコロ、ガチムグラ、コモルガ オ、ヒヨドリジョウゴ		
 雑木林等の樹林地	樹林	谷沿い及び斜面		
(平成23年)	1517个			
(十)及 23 平)		ムクノキ、ケヤキ、シラカシ、コナラ、イヌシデ 斜面下部		
		<u>村田「司</u> ニワトコ、タラノキ、ヌルデ、クサイチゴ、タチツボスミレ、ウバユリ、 		
		カナムグラ		
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		ヤブタビラコ、セイタカアワダチソウ、ウシハコベ		
		管理されている場所:ジュウニヒトエ、ハナタデ、ジャノヒゲ、ヤブラ		
		ン、ヒメカンスゲ、ウラシマソウ		
		管理されていない場所:シラカシ、アラカシ、シロダモ		
	湿地	上流部や細流部		
	13162-67			
		オズキ、ムカゴイラクサ		
		下流の谷底部		
		<u>ムラサキシキブ、シロダモ、オオミゾソバ、セリ、ネコノメソウ、イシ</u>		
		ミカワ、サヤヌカグサ		
	草地	エノコログサ、メヒシバ、スズメガヤ、クワクサ、オオイヌノフグリ、		
	7-6	コハコベ、ナズナ、ツメクサ、ソクズ、ヒヨドリジョウゴ、アマチャヅ		
		ル、キツネノカミソリ、ヤブニンジン、ミズヒキ、イヌビユ、ナガミヒ		
		ナゲシ、オランダミミナグサ、セイタカアワダチソウ、セイヨウタンポ		
		ポ、アメリカオニアザミ、ウラジロチチコグサ		
雑木林や草地・農地等の混	高木	ヤマザクラ、エノキ、ムクノキ、ミズキ、ハリエンジュ 等		
在する環境(平成23年)	低木	シロダモ、ヤツデ、ヒイラギ、カクレミノ等		
- / JON JE (MA EG)	草本	ジャノヒゲ、マンリョウ、テイカカズラ、ツルグミ、サイハイラン 等		
ttell ton Lea		マイノビグ、マフョグ、ノイタタハノ、フルノへ、ケイ・ピノマーサー		

出典:都市のエコロジカルネットワークの形成に関するケーススタディ(平成26年1月国土交通省)

③湧水地

本市では、平成 22 年度と平成 25 年度に湧水地の調査を行いました。平成 22 年度の調査では、21 箇所の湧水地を確認しました。平成 25 年度の調査では、21 箇所中 20 箇所で引き続き湧水地の存在が確認できたことに加え、市民団体等からの情報提供により、新たに 6 箇所の湧水地が確認されました。



図Ⅲ-1 湧水地位置図

表Ⅲ-8 平成 25 年度湧水調査結果一覧

湧水量の凡例

- 1. 確認できない 2. 斜面ににじみ出ている
- 3. 小川になっている 4. 流れ出て池を作っている
- ※1つの調査地点に複数の湧水地があり、湧水量に差がある場 合は、それぞれの湧水量を記載

地点	er ihr rot	=C 7 +th	2111-1/2	> - 1 =
番号	名称等 	所在地	河川水系	湧水量
1	子の神氷川神社	膝折町2丁目地内	黒目川右岸	4
2	民家裏コンクリート崖下	幸町2丁目地内	黒目川右岸	4
3	滝の根公園	溝沼2丁目地内	黒目川右岸	1 • 2
4	広沢の池	栄町1丁目地内	越戸川水源	4
5	水久保公園	根岸台7丁目地内	越戸川右岸	4
6	民家裏コンクリート崖下	根岸台7丁目地内	_	3
7	根岸台自然公園	根岸台8丁目地内	越戸川左岸	1 • 2
8	郷戸緑地	根岸台8丁目地内	越戸川左岸	$2 \cdot 3 \cdot 4$
9	根岸台3丁目斜面林	根岸台3丁目地内	_	1
10	新屋敷緑地 他	根岸台4丁目地内	越戸川左岸	3
11	代官水緑地	岡3丁目地内	黒目川右岸	4
12	岡緑地	岡3丁目地内	黒目川右岸	4
13	岡 3 丁目斜面林	岡3丁目地内	黒目川右岸	4
14	岡 3 丁目民家前	岡3丁目地内	黒目川右岸	$2 \cdot 3 \cdot 4$
15	博物館	岡2丁目地内	黒目川右岸	1 • 2
16	東圓寺	岡2丁目地内	黒目川右岸	2 • 4
17	島の上公園下駐車場	膝折町4丁目地内	黒目川左岸	1 • 2
18	シティ光陽 他	泉水3丁目地内	黒目川左岸	3
19	本田技術研究所	泉水3丁目地内	_	2 • 4
20	わくわく田島緑地(ワンド)	田島2丁目地内	黒目川左岸	4
21	旧高橋家住宅裏斜面下	根岸台2丁目地内	_	2
22	朝霞第二中南斜面下	岡2丁目地内	_	4
23	埼玉土建朝志和支部前駐車場	岡3丁目地内	_	4
24	(有)大興機械製作所前	根岸台3丁目地内	_	3
25	西朝霞公民館裏	膝折町4丁目地内	_	2
26	黒目川右岸高水敷	大字根岸地内	_	2

※平成20年に環境推進課が調査したデータをもとに、みどり公園課において平成25年10月~11月に調査を実施

(2) 社会的条件

①都市計画状況

ア. 都市計画区域等

本市は、全域が都市計画区域に指定されており、その内訳は市街化区域 1,063ha、市街化調整区域 775ha となっています。

旧暫定逆線引き地区については、平成23年に約53haが市街化区域に編入されました。

表Ⅲ-9 都市計画区域、市街化区域及び市街化調整区域の面積(平成 27 年度末現在)

		面積(ha)	都市計画区域面積に対する 割合(%)			
都	市計画区域	1,838	100.0			
	市街化区域	1,063	57.8			
	市街化調整区域	775	42.2			

出典:まちづくり推進課資料

イ. 用途地域

都市計画では、効率よくまちづくりを進められるよう、土地利用を住宅地、商業地、工業地のようにいくつかの種類に区分し、「住み分け」を行なうことにより、それぞれの地域にふさわしい土地利用の誘導を図ります。この土地利用の種別を「用途地域」といいます。

本市における用途地域の指定状況は、住居系地域が 80.9%、商業系地域が 6.6%、工業系地域が 12.5%の比率で指定されており、住居系の割合が高くなっています。

表Ⅲ-10 用途地域の面積 (平成27年度末現在)

	種別	面積(ha)	構成比(%)
	第一種低層住居専用地域	131.6	12.4
住尼 亥	第一種中高層住居専用地域	475.1	44.7
住居系	第二種中高層住居専用地域	7.8	0.7
地域	第一種住居地域	235.1	22.1
	準住居地域	11.0	1.0
商業系	近隣商業地域	32.8	3.1
地域	商業地域	37.2	3.5
工業系	準工業地域	49.1	4.6
地域	工業地域	83.9	7.9
合 計		1,063.6	100.0

出典:まちづくり推進課資料

②都市施設等の状況

ア. 都市計画道路

本市には、14 路線、延長 28,410m の都市計画道路が決定されており、整備済延長は 13,341m、整備率 47.0%となっています(平成 27 年度末現在)。

イ. 公共交通

鉄道は、東武東上線及び JR 武蔵野線が運行されています。東武東上線は昭和 62 年から東京メトロ有楽町線と相互直通運転を行っており、さらに平成 25 年 3 月からは東京メトロ副都心線、東急東横線・横浜高速みなとみらい線との相互直通運転も開始されました。

バス路線は、民間バス3社が市内の主要な道路に路線を持っているほか、各駅と公共施設を結ぶコミュニティバスが運行されています。

ウ. 上下水道

下水道は、家庭や工場からの汚水を処理することにより、快適な生活環境の向上、河川や湖沼の水質の保全、また、雨水による浸水の防止という役割があります。本市の公共下水道は、昭和 48 年から整備に着手し、平成 25 年 4 月 1 日現在の処理面積は 1,046.1ha、普及率は 96.7%となっています。

上水道については、少子化の進行による人口減少や景気の長期低迷等の社会情勢の変化に伴う水需要の減少に加え、老朽化した既存施設の更新及び耐震化、環境への配慮、災害への対策等、様々な課題に対応するため、「朝霞市水道事業計画書」(平成24年3月策定)を策定し、事業を実施しています。この計画において給水人口は135,222人、一日最大給水量は48,000m³としています。

③市街地開発事業

本市における土地区画整理事業は、平成 27 年 12 月現在、5 地区、面積約 128.4ha で事業が完了 しています。現在、1 地区、面積約 13.8ha で引き続き事業が進められています。

表Ⅲ-11 土地区画整理事業

(平成 27 年 12 月現在)

市界力	+左/二==	- 5-1±	施行年度		
事業名 	施行者	面積	開始	完了	
北朝霞土地区画整理事業	朝霞市	85.5ha	S44	S49	
広沢土地区画整理事業	朝霞市	29.6ha	S61	H18	
本町一丁目土地区画整理事業	組合	6.9ha	H5	H11	
向山土地区画整理事業	組合	4.8ha	H5	H20	
越戸土地区画整理事業	組合	1.6ha	Н6	Н9	
根岸台五丁目土地区画整理事業	組合	13.8ha	Н9	_	

出典:まちづくり推進課資料

4公害発生状況

平成18年度から平成26年度までの9年間における公害苦情件数は以下のとおりです。

苦情件数は平成 20 年度以降、減少傾向にあります。内訳では、大気汚染、騒音、悪臭が多くを占めていますが、平成 22 年度から平成 25 年度については水質汚濁に関する苦情も見られました。

表Ⅲ-12 公害苦情件数

The Parallella										
	合計	典型 7 公害							その他	
年度	(1)+(2)	小計 (1)	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	(2)
平成 18 年度	29	23	6	_	_	8	2	_	7	6
平成 19 年度	35	34	8	_	_	17	_	_	9	1
平成 20 年度	19	18	2	_	_	10	_	_	6	1
平成 21 年度	12	10	3	_	_	3	_	_	4	2
平成 22 年度	14	10	2	5	_	1	_	_	2	4
平成 23 年度	13	10	1	5	_	3	_	_	1	3
平成 24 年度	12	12	4	1	_	2	2	_	3	_
平成 25 年度	11	11	8	2	_	_	_	_	1	_
平成 26 年度	11	11	6	_	_	4	_	_	1	_

出典: 平成24年度版 統計あさか(平成25年 朝霞市)、平成26年度版 統計あさか(平成27年 朝霞市)

⑤文化財

史跡・天然記念物に指定されている文化財は次のとおりです。

表Ⅲ-13 史跡・天然記念物

(平成 27 年度末現在)

	指定区分	名称	所在地 (管理者)	概要
国	重要文化財 (建造物)	旧高橋家住宅	根岸台 (朝霞市)	江戸時代中期に建てられた茅葺きの農 家建築
県	指定史跡	柊塚古墳	岡 (朝霞市他)	全長約 72m、高さ約 8m の県南部を代表 する前方後円墳
	指定史跡	広沢の池	栄町 (市教育委員会)	古来より灌漑用水などに利用された湧 水池
	指定史跡	郷戸遺跡	根岸台 (渡辺家)	発掘調査された弥生後期~古墳前期の 集落跡
	指定史跡	二本松	本町 (市教育委員会)	江戸時代の庚申塔が立つ旧道の目印
市	指定天然記念物	夏ぐみ	根岸台 (石原家)	推定樹齢 200 年、樹高約 10m のグミ グミは樹高 2~4m が一般的であり、10m の樹高は大変珍しい古木
	指定天然記念物	ゆず	根岸台 (高橋家)	推定樹齢 250 年、樹高約 7m のユズ ユズは、根岸台の農家で魔よけとして必 ず植えられていた樹木
	指定天然記念物	湧水代官水	岡 (朝霞市他)	灌漑用水などとして地域の人々に「代官 水」と呼ばれていた貴重な湧水
県	選定重要遺跡 (史跡)	岡の城山	(朝霞市)	縄文時代の貝塚や中世の城館跡の残る 遺跡

※県選定重要遺跡は、県要綱により選定されたもので、県指定史跡に準ずるもの。指定文化財ではない。

出典:文化財課資料

(3)施設緑地の現況

①都市公園一覧

本市における都市公園の整備状況は次のとおりです。

表Ⅲ-14 都市公園現況 (1/2)

(平成26年度末現在)

番号	公園名	種別	所在地	面積 (ha)	備考
1	北割公園	街区公園	西原2丁目	0.28	市街化区域
2	浜崎公園	街区公園	浜崎3丁目	0.15	市街化区域
3	西久保公園	街区公園	東弁財2丁目	0.20	市街化区域
4	弁財公園	街区公園	東弁財3丁目	0.39	市街化区域
5	南割公園	街区公園	西弁財1丁目	0.19	市街化区域
6	二本松公園	街区公園	本町1丁目	0.06	市街化区域
7	越戸公園	街区公園	栄町1丁目	0.10	市街化区域
8	上の原公園	街区公園	幸町3丁目	0.17	市街化区域
9	泉水公園	街区公園	泉水2丁目	0.19	市街化区域
10	島の上公園	街区公園	膝折町4丁目	0.50	市街化区域
11	あかね公園	街区公園	本町2丁目	0.15	市街化区域
12	広沢公園	街区公園	本町3丁目	0.20	市街化区域
13	あけぼの公園	街区公園	仲町2丁目	0.35	市街化区域
14	南の風公園	街区公園	本町3丁目	0.20	市街化区域
15	水久保公園	街区公園	根岸台7丁目	0.85	市街化区域
16	堂之下公園	街区公園	大字岡	0.08	市街化調整区域
17	やつじ公園	街区公園	宮戸3丁目	0.09	市街化区域
18	五反田公園	街区公園	大字溝沼	0.11	市街化調整区域
19	北浦公園	街区公園	膝折町4丁目	0.20	市街化区域
20	はなみずき公園	街区公園	栄町1丁目	0.05	市街化区域
21	田島公園	街区公園	田島2丁目	0.72	市街化調整区域
22	中道公園	街区公園	本町1丁目	0.35	市街化区域
23	宮戸大山公園	街区公園	宮戸3丁目	0.05	市街化区域
24	いずみ公園	街区公園	泉水1丁目	0.15	市街化区域
25	三原公園	街区公園	三原1丁目	0.22	市街化区域
26	宮戸ハケタ公園	街区公園	宮戸4丁目	0.19	市街化区域
27	浜崎峡(ハケ)公園	街区公園	浜崎4丁目	0.09	市街化区域
28	向山公園	街区公園	岡3丁目	0.22	市街化区域
29	根岸台自然公園	街区公園	根岸台8丁目	0.96	市街化区域
30	向原公園	街区公園	根岸台7丁目	0.22	市街化区域
街区公園(整備済) 合計				7.68	
31	内間木公園	近隣公園	大字上内間木	1.68	市街化調整区域
32	北朝霞公園	近隣公園	北原1丁目	1.39	市街化区域
33	滝の根公園	近隣公園	溝沼2丁目	1.12	市街化区域
	近隣公園(整備済) 合計		4.19	

(次ページに続く)

表Ⅲ-15 都市公園現況 (2/2)

番号	公園名	種別	所在地	面積 (ha)	備考
34	朝霞中央公園	地区公園	青葉台1丁目	7.10	市街化調整区域
35	青葉台公園	地区公園	大字膝折	3.80	市街化調整区域
36	城山公園	地区公園	岡3丁目	3.49	市街化区域
	地区公園(整備済) 合計		14.39	
37	柊塚古墳歴史広場	歴史公園	岡3丁目	0.52	市街化区域
38	旧高橋家住宅	歴史公園	根岸台2丁目	1.02	市街化区域
	特殊公園(歴史公	園)(整備済)	合計	1.54	
39	上野荒川運動公園	大字上内間木	2.43	市街化調整区域	
	都市緑地(2.43			
	都市公	30.23			

出典:みどり公園課資料

②児童遊園地

本市における児童遊園地の整備状況は次のとおりです。

表Ⅲ-16 児童遊園地の概況(1/3)

(平成 26 年度末現在)

区分	番号	児童遊園地	所在地	開設面積(m²)
公有地	1	栄町児童遊園地	栄町4丁目	1,286.62
	2	膝折宿児童遊園地	膝折町1丁目	126.27
	3	岡向山児童遊園地	岡3丁目	120.29
	4	つつじ児童遊園地	根岸台6丁目	148.65
	5	霞台・昭和台児童遊園地	栄町2丁目	92.33
	6	溝沼団地児童遊園地	溝沼 5 丁目	240.12
	7	すみれ児童遊園地	田島2丁目	183.82
	8	さつき児童遊園地	本町1丁目	138.87
	9	岡(東洋大)児童遊園地	岡2丁目	594.99
	10	ひまわり児童遊園地	三原2丁目	132.23
	11	けやき児童遊園地	宮戸4丁目	258.95
	12	ひざおり児童遊園地	幸町2丁目	92.42
	13	宮戸長塚児童遊園地	宮戸4丁目	213.66
	14	栄町第4児童遊園地	栄町2丁目	320.61
	15	三原3丁目児童遊園地	三原3丁目	149.80
	16	栄町第3児童遊園地	栄町3丁目	334.54
	17	栄町第5児童遊園地	栄町3丁目	110.11
	18	宮戸3丁目児童遊園地	宮戸3丁目	152.90
	19	東林橋児童遊園地	大字溝沼	120.02
	20	岡1丁目児童遊園地	岡1丁目	136.76

(次ページに続く)

表Ⅲ-17 児童遊園地の概況 (2/3)

一一一		表Ⅲ-17 児童遊園地	<u> </u>	88=小一(1= / 2)
区分	番号	児童遊園地	所在地	開設面積(m²)
公有地	21	三原1丁目児童遊園地	三原1丁目	109.86
	22	膝折町1丁目児童遊園地	膝折町1丁目	154.00
	23	膝折町2丁目児童遊園地	膝折町2丁目	112.23
	24	泉水山上児童遊園地	泉水3丁目	194.63
	25	溝沼 5 丁目児童遊園地	溝沼 5 丁目	116.57
	26	泉水山下児童遊園地	泉水3丁目	145.17
	27	六道児童遊園地	三原2丁目	213.50
	28	根岸通児童遊園地	根岸台3丁目	295.24
	29	膝折町4丁目児童遊園地	膝折町4丁目	101.51
	30	膝折第2児童遊園地	膝折町4丁目	136.68
	31	向山児童遊園地	岡3丁目	229.15
	32	境久保児童遊園地	三原4丁目	103.73
	33	幸町3丁目児童遊園地	幸町3丁目	98.69
	34	六道第2児童遊園地	三原2丁目	220.88
	35	下の原第2児童遊園地	三原5丁目	328.15
	36	稲荷山児童遊園地	根岸台8丁目	225.00
	37	大屋敷児童遊園地	溝沼6丁目	98.40
	38	栄町第6児童遊園地	栄町3丁目	115.95
	39	朝志ヶ丘第2児童遊園地	朝志ヶ丘1丁目	121.98
	40	霞ヶ丘児童遊園地	三原3丁目	215.05
	41	新屋敷児童遊園地	根岸台4丁目	106.65
	42	栄町第7児童遊園地	栄町2丁目	135.89
	43	宮台児童遊園地	岡3丁目	198.00
	44	堰ノ上児童遊園地	溝沼4丁目	147.69
	45	膝折第 3 児童遊園地	膝折町1丁目	127.55
	46	やつるぎ児童遊園地	大字上内間木	160.05
	47	せんずい山児童遊園地	泉水 3 丁目	197.16
	48	宮戸立出児童遊園地	宮戸2丁目	853.92
	49	北中緑地	朝志ヶ丘1丁目	768.03
	50	新高橋ふれあい広場	大字溝沼	305.65
	51	後耕地児童遊園地	大字宮戸	468.91
	52	宮戸中道児童遊園地	宮戸4丁目	127.49
	53	栄町第8児童遊園地	栄町1丁目	250.36
	54	根岸台4丁目児童遊園地	根岸台4丁目	194.27
	55	栄町第2児童遊園地	栄町5丁目	268.69
	56	三原5丁目児童遊園地	三原 5 丁目	276.41
	57	新盛橋広場	田島2丁目	167.38
	58	三原2丁目児童遊園地	三原2丁目	453.00
	59	東かすみ台児童遊園地	根岸台7丁目	299.58
	60	下の原第3児童遊園地	三原1丁目	121.71
		小計	74. 4.11	13,918.72
		2 51		(次ページに続く)

(次ページに続く)

表Ⅲ-18 児童遊園地の概況 (3/3)

区分	番号	児童遊園地	所在地	開設面積(m²)	
民有地	1	上内間木児童遊園地	大字上内間木	595.00	
	2	下内間木児童遊園地	大字下内間木	53.98	
	3	緑ヶ丘児童遊園地	幸町2丁目	865.27	
	4	金剛寺児童遊園地	根岸台3丁目	337.06	
	5	田島児童遊園地	田島2丁目	402.97	
	6	霞台児童遊園地	栄町2丁目	875.00	
	7	宮戸児童遊園地	宮戸3丁目	858.00	
	8	岡児童遊園地	岡1丁目	358.97	
	9	緑ヶ丘北児童遊園地	幸町2丁目	541.11	
	10	根岸児童遊園地	根岸台2丁目	991.88	
	11	郷戸児童遊園地	根岸台8丁目	230.27	
	12	宮戸第2児童遊園地	宮戸2丁目	251.64	
	13	溝沼6丁目児童遊園地	溝沼6丁目	457.08	
	14	朝志ヶ丘東児童遊園地	朝志ヶ丘3丁目	422.65	
	15	仲町児童遊園地	仲町1丁目	790.00	
	16	天ヶ久保児童遊園地	根岸台1丁目	398.00	
	17	根岸台6丁目児童遊園地	根岸台6丁目	685.00	
	18	星の森児童遊園地	三原3丁目	2,311.00	
	19	黒目児童遊園地	膝折町4丁目	1,470.71	
	20	下の原児童遊園地	三原5丁目	515.00	
		小計		13,410.59	
	公有地・民有地 合 計				

※民有地 番号9 緑ヶ丘北児童遊園地の開設面積のうち、97.81 ㎡は公有地

出典:みどり公園課資料

③自転車通行帯付き歩道

市道において、歩道と自転車通行帯が一体となって整備されている路線は、次のとおりです。

表Ⅲ-19 自転車通行帯付き歩道の整備状況

(平成 26 年度末現在)

	(1 /3/	120 千皮木列丘)	
路線名	延長(m)	幅員(m)	面積(m²)
市道 4 号線(山側)	397.89	4m 以上	1,939.29
市道8号線(朝霞中央公園側)	806.30	4m 以上	4,587.00
		面積合計	6,526.29

出典:まちづくり推進課資料

④市民農園(市設置)

市が設置している市民農園は、次のとおりです。

表Ⅲ-20 市が設置している市民農園

(平成27年4月1日 現在)

番号	名称	所在地	地目	区域	面積(m²)	区画数
1	岡第2農園	岡1丁目1112-1	田	市街化区域	1,946	75
2	浜崎農園	大字浜崎字下谷 19-1 他	田	調整区域	4,602	211
3	西原第4農園	西原2丁目7-1	畑	市街化区域	1,690	92
4	根岸台農園	根岸台8丁目815-1の一部	山林	市街化区域	510	30
5	溝沼農園	大字溝沼字富士下 543 他	田	調整区域	900	43
6	泉水農園	泉水1丁目2080-1 他	畑	市街化区域	1,200	65
7	根岸台第2農園	根岸台7丁目1428-1	畑	市街化区域	981	41
8	青葉台農園	青葉台1丁目3-1	畑	市街化区域	1,736	42
9	浜崎第2農園	大字浜崎字堰免 722 他	田	調整区域	1,400	70
		市街化区域	8,063			
		調整区域	6,902	669		
				合計	14,965	

出典:産業振興課資料

⑤公的レクリエーション施設

市内の公的レクリエーション施設における緑地面積は、次のとおりです。

表Ⅲ-21 公的レクリエーション施設の緑(平成 25 年度)

	樹林地(m²)	草地(m²)	合計 (m²)
公共的施設 レクリエーション施設 総合体育館、武道館、図書館、市民センター 公民館、児童館、博物館、溝沼子どもプール ゆめぱれす(市民会館)、県職グラウンド 中央公民館・コミュニティーセンター 産業文化センター、健康増進センター 滝の根テニスコート、総合福祉センター	10,285	5,229	15,514

出典:平成25年度緑被率経年変化調査報告書(平成26年3月 朝霞市)

⑥公的緑地(都市公園、特別緑地保全地区を除く)

市が所有する公的緑地のうち、都市公園、特別緑地保全地区を除いたものは、次のとおりです。

表Ⅲ-22 公的緑地

(平成 26 年度末現在)

	面積(m²)
朝志ヶ丘緑地	2,036.26
宮戸4丁目緑地	396.00
向山緑地	70.02
(仮称) 稲荷山緑地	4,059.00
合計	6,561.28

出典:みどり公園課資料

⑦公共的施設の植栽地

市内の公共的施設における植栽地面積は、次のとおりです。

表Ⅲ-23 公共的施設の植栽地(平成25年度)

	樹林地(m²)	草地(m²)	合計 (m²)
公共的施設 学校 市内各小学校、市内各中学校 県立朝霞西高等学校、県立朝霞高等学校 細田学園グラウンド、武蔵大学グラウンド 税務大学校関東信越研修所、東洋大学朝霞校舎 幼稚園	96,601	40,184	136,785
公共的施設 その他 朝霞市役所、埼玉県南西部消防本部 朝霞消防署(訓練所含む)、朝霞保健所 朝霞税務署、朝霞公共職業安定所 陸上自衛隊朝霞駐屯地、キャンプ朝霞跡地 朝霞市クリーンセンター、朝霞調整池 朝霞市各浄水場、三園浄水場導水ポンプ場 東京都水道局朝霞浄水場及び水道用地 あさか向陽園、特別養護老人ホーム「朝光苑」 JR 武蔵野線北朝霞駅前広場 東武東上線朝霞駅前広場、わくわく田島緑地 浜崎黒目花広場、埼玉県朝霞県土整備事務所 保育園	424,601	411,835	836,436
		合 計	973,221

出典:平成25年度緑被率経年変化調査報告書(平成26年3月 朝霞市)

⑧道路の緑地帯

街路樹等の緑地帯のある市道は、次のとおりです。

街路樹本数が未定箇所は、低木による植え込みの植栽面積を表示しています。

表Ⅲ-24 道路の緑地帯

(平成 26 年度末現在)

路線名	街路樹本数 (本)	植栽面積 (m²)
1 号線	18	951
2 号線	456	5,827
4 号線	28	361
6 号線	_	73
7 号線	86	402
8 号線	133	4,120
9 号線	3	70
10 号線	2	21
12 号線	_	36
16 号線	32	770
22 号線	_	1,185
99 号線	_	40
195 号線	_	7
273 号線	8	9
333 号線	_	43
443 号線	_	27
466 号線	5	_
480 号線	_	28
600 号線	_	82
643 号線	43	1,500
644 号線	8	141
646 号線	58	144
648 号線	115	128
650 号線	30	261
665 号線	8	_
744 号線	4	_
779 号線	2	_
780 号線	6	
791 号線	13	
813 号線	16	
1000 号線	98	512

路線名	街路樹本数	植栽面積
	(本)	(m²)
1001 号線	15	221
1003 号線	11	19
1007 号線	1	
1019 号線	4	
1503 号線	_	19
1701 号線	17	
2003 号線	_	78
2068 号線	_	21
2113 号線	_	3
2119 号線	_	1,065
2160 号線	10	
2167 号線	91	1,510
2234 号線	26	
2325 号線	_	17
2327 号線	6	
2344 号線	23	219
2359 号線	46	442
2361 号線	_	36
合計	1,422	20,388

出典:道路整備課資料

4 用語集

あ行	エコロジカルネット ワーク	広義には、人と自然の共生を確保していくため、原生的な自然地域等の重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、有機的につないだ生態系のネットワークをいう。 「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」(平成23年10月 国土交通省)では、中核地区、拠点地区、回廊地区、緩衝地区(下記参照)の適正な配置と、それらによる有機的なネットワークをエコロジカルネットワークと定義している。中核地区…都市の郊外に存在し他の地域への動植物種の供給等に資する核となる緑地 拠点地区…市街地に存在し動植物種の分布域の拡大等に資する拠点となる緑地 回廊地区…中核地区と拠点地区を結び動植物種の移動空間となる河川や緑道等の緑地 緩衝地区…中核地区、拠点地区、回廊地区と隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む
	屋上緑化	緩衝地帯 建物の屋上部分に緑化を行うこと。これにより、ヒートアイランド 現象の緩和や夏季の室内温度の軽減等による省エネルギー効果、都市 における自然的環境の創出といった効果が期待できる。
	オープンスペース	広場・空地等、建物によって被われていない土地や空間。
	温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素(CO_2)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF_6)の 6 物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。
か行	街区公園	都市公園の種類の一つで、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250m*で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	外来種	国外や国内の他地域から人為的(意図的又は非意図的)に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。
	河岸段丘	川に沿って片岸または両岸が、川に向かって階段状になっている地 形。
	風の道	ドイツのシュツットガルト市で採用されたヒートアイランド現象に係る対策。郊外から都市内に吹き込む風の通り道を作り、都市中心部で暑くなった大気を冷やすことができるという考え方に基づき、道路幅の拡張等の対策を実施している。 「低炭素まちづくり実践ハンドブック」(平成25年12月 国土交通省)では、海や山、緑地等の地域の冷熱源からの風を都市空間内に導く連続したオープンスペース(開放的な空間)で、都市空間の地上付近の通風・換気に有効なものを「風の道」と定義している。
	緩衝緑地帯	工場、道路等から周辺の住宅地、市街地への大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害や災害を防止するため、境界地区に設けられる緑地帯。

[※]街区公園、近隣公園、地区公園の項に記載した誘致距離は、都市公園法運用指針(第2版)(平成24年 国土交通省) に記載された参考値を記載している。

か行	気候変動	気候とは、一般に「十分に長い時間について平均した大気の状態」 のことをいい、ある期間における気温や降水量等の平均値や変動の幅 によって表されるが、より長い時間で見ると、気候は必ずしも定常的 なものではなく、様々な変動や変化をしている。このような変動や変 化を広く「気候変動」と呼ぶ。
		「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」では、人間活動の影響
		(人為的影響)による気候の変動や変化と自然変動を含む気候の変化 を「気候変動」と記述しており、本計画もこれに従って用いている。
	 希少種	で「XIMX表勤」と記述しており、本計画もこれに促って用いている。 一般的には、数が少なく、希にしか見ることができない種をさす。
	布罗俚	「種の保存法」に基づき指定された、国内希少野生動植物種、国際希
		少野生動植物種を指して使われることもある。
	近隣公園	都市公園の種類の一つで、主として近隣に居住する者の利用に供す
	,	ることを目的とする公園で、1 近隣住区(幹線道路等に囲まれた概ね
		1km 四方の居住単位、小学校区に相当)当たり 1 箇所を誘致距離
		500m*の範囲で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	景観計画	景観法第8条に基づき、景観行政団体が定める良好な景観の形成に
		関する計画。朝霞市景観計画では、本市が目指す景観を市民・事業者・
		行政で共有し、協働して景観づくりを進めていくため、景観づくりの 基本理念や目標、ゾーン別の景観づくりの方針等について定めてい
		金平理心で自信、/ / / 別の京観 ラくりのカエ 寺に ラグ・C 足の C V・ る。
		備や占用許可の基準によって、景観づくりを進めるもの。朝霞市景観
		計画では、本市の景観づくりのシンボルとなる公共施設や、一定の広
		がりのある地域の景観づくりへの波及効果が期待できる公共施設等、
		本市の景観づくりに重要な役割を果たす道路、都市公園、河川を景観
		重要公共施設として位置づけることとしており、黒目川、公園通り(都市計画道路 上ノ原通線)を指定している。
 さ行		ある地域に従来生息・生育している固有の動植物種をいう。外来種、
C13	江八八王	外来生物、帰化植物に対して用いられる。
	里山	人里近くの二次林 (雑木林) を中心とした周辺の田畑やため池等を
		含んだ地域のこと。
	湿生植物	湿潤な水辺・湿原等に生育する植物。
	シティ・セールス	地域資源を市の内外に周知することにより、市のイメージ向上及び
	朝霞ブランド	郷土意識の醸成を図ることを目的として市が認定する歴史、文化、景
		観、行事、産品等。黒目川の景観のほか、本田美奈子・モニュメント、
		朝霞市民まつり「彩夏祭」、朝霞アートマルシェ、ニンジンの5つを
	十口纪拟制度	認定している。 土地所有者や人工地盤・建築物等の所有者と地方公共団体又は緑地
	市民緑地制度	
		法第55条)。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地
		が提供される。
	借地公園	地方公共団体が、土地所有者と貸借契約を結んだ土地に公園整備を
		行い、開設する都市公園(都市公園法第 16 条)。
	首都圏近郊緑地保全法	首都圏の既成市街地の近郊に存在する自然環境の良好な地域を保
		全することが、首都及び周辺地域住民の健全な生活環境を確保し、首
		都圏の秩序ある発展を図るために欠くことができない条件であるこ
		とから、その保全に関し必要な事項を定めた法律。昭和41年制定。
		国土交通省が所管し、近郊緑地保全区域の指定、同区域内の各種行為の規制、保全に要する費用の負担等が定められている。
		//yulit/ NVTになしのがUIへとはです。VC // OV //

 さ行	水源涵養	樹林等の土壌に降水が浸み込むことで大雨が降った時の急激な増 水を抑え(洪水緩和)、しばらく雨が降らなくても流出が途絶えない
		ようにする(水資源貯留)など、水源から河川等に流れ出る水量や時期に関わる機能。
		また、広義には、降水が土壌を通過することによる水質浄化機能も 含む。
	生物の多様性	平成 20 年に制定された生物多様性基本法において、「生物の多様性」
	(生物多様性)	とは、「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう」と定義されている。都市における生物の多様性は、都市住民に、大気浄化、レクリエーション、災害防止、豊かな地域文化等、様々な恩恵を提供している。
 た行		河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化と
/C13	グロボがロンくり	の調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。
	 段丘崖	河岸段丘等の階段状の地形において、平坦な段丘面と段丘面の間に
	+X⊥1/±	ある崖のこと。
	 地区計画制度	都市計画法に定められた都市計画の種類の一つで、住民の生活に身
		近な地区を単位として、道路、公園等の施設の配置や建築物の建て方
		等について、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めるまちづく
		りの計画。
	地区公園	都市公園の種類の一つで、主として徒歩圏内に居住する者の利用に
		供することを目的とする公園で、誘致距離 1km*の範囲内で 1 箇所当
		たり面積 4ha を標準として配置する。
	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的
		に即し配置される都市公園。
		本市では、歴史上の遺跡、風土等の保存を図りつつ、レクリエーシ
		ョン利用にも供することを目的とする歴史公園を設置している。
	特別緑地保全地区	都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値なった。
		値を有する緑地、生物多様性の確保に配慮したまちづくりのための動植物の生息地又は生育地となる緑地等の保全を図ることを目的とす
		福初の主心地スは王青地となる縁地寺の保主を囚ることを目的とする る都市計画法第8条に規定される地域地区。
	 都市気象	都市化に伴う緑の減少や人工排熱の増加、コンクリートやアスファ
	איא רו יאם	ルト等の建築、土木構造物、大気汚染等が原因となって発生する都市
		特有の気象現象。ヒートアイランド現象、都市化による乾燥化、局地
		的大雨(いわゆるゲリラ豪雨)等。
	都市公園	都市公園法第 2 条に基づく、下記の①または②に該当する公園ま
		たは緑地。
		①都市計画施設である公園または緑地で、国または地方公共団体が
		設置するもの。この場合、都市計画区域の内外を問わない。
		②都市計画法による都市計画区域内において、地方公共団体が設置
		する公園または緑地。
	都市緑地	都市公園の種類の一つで、主として都市の自然的環境の保全並びに
		改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。
		固別のたり面積 U.Ina 以上を標準として配置する。 ただし、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植
		横により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑
		地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。(都市計画決
		定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む。)
	 都市緑地法	都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより
	בייטייטייטים או	良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与
		することを目的として制定された法律。この法律には、都市における
		緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められている。

 な行		伐採や風水害、山火事等により森林が破壊された跡に、土中に残っ
		た種子や植物体の生長等により成立した森林。薪炭林として使われて
		きたクヌギ・コナラの多い雑木林は、二次林の代表的な例で、人里近
		くの二次林 (雑木林) を中心とした周辺の田畑やため池等を含んだ地
-		域を里山という。
は行	壁面緑化	建築物の壁面に緑化を行うこと。屋上緑化と同様に、都市化に伴う
		緑化空間の減少を補い、都市環境と景観の向上に寄与する。
	防犯環境設計	犯罪が発生しにくい環境を創るために、人的な防犯活動(ソフト面)
		とあわせて、建物、道路、公園等の物理的な環境(ハード面)の整備、
		強化等を行い、犯罪の起きにくい環境を形成するという考え方。
ま行	緑の基本計画における	都市緑地法第 4 条に基づいて市町村が策定する「緑の基本計画」
	生物多様性の確保に関	の策定または改定時において、目標の設定、計画の実現のための施策
	する技術的配慮事項	等生物多様性の確保に当たって配慮することが考えられる事項をま
		とめたもの。平成 23 年 10 月に国土交通省が策定。
や行	ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な
		人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
	遊水機能	河川沿いの田畑等において雨水やあふれた河川の水を一時的に貯
		留する機能。
	誘致圏	その公園の主たる利用者が居住する範囲。公園の種類・規模に応じ
-		て設定される。
ら行	緑地協定	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締
		結する制度(都市緑地法第45条、第54条)。地域の方々の協力で、
		街を良好な環境にすることができる。
	緑被地	一般には、樹林地、草地、農地、水辺地等の植物の緑で被覆された
		土地をいう。
		「朝霞市緑被率経年変化調査」では、樹林地、草地、農地、水面(河
		川、湖沼等)を緑被地とし、昭和48年度から概ね5年ごとに分布を
	-	調査している。
	緑被率	対象となる区域の面積に対し、緑被地が占める割合。

〔地図の出所について〕

本計画書に掲載した下記の地図は、国土地理院発行の基盤地図情報を使用して作成したものである。

(ページ) (図表番号) 図 2-2 主な自然環境の分布 6 20 図 2-13 みどりを守り育む市民の活動 23 図 2-14 環境保全機能 図 2-17 景観構成機能 29 31 図 2-18 レクリエーション機能 33 図 2-19 防災機能 図 2-26 市内の魅力的な緑 40 図 3-1 みどりの将来図 49 図 5-1 地域区分図 70 図 5-2 内間木地域方針図 72図 5-3 北部地域方針図 7476 図 5-4 東部地域方針図 78 図 5-5 西部地域方針図 80 図 5-6 南部地域方針図 図 6-1 緑化重点地区の区域 81 83 図 6-2 緑化重点地区整備構想図

朝霞市みどりの基本計画 (平成28年3月 改訂)

発行 朝霞市

編集 都市建設部 みどり公園課

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号

電話 048-463-1111 (代表) FAX 048-467-0770

URL http://www.city.asaka.lg.jp/